

第1号様式の2（第10条第2項、第15条第2項関係）

指定工場登録（更新）承認書

30川建技第515号

平成31年3月25日

所在地 横浜市旭区上川井町2046番地13-2階C

社名 株式会社池田商店

代表者 代表取締役 岸上 章男 様

川崎市建設緑政局長

奥 澤 豊



貴社から申請のありました指定工場(特定建設資材廃棄物等の再資源化処理施設)登録申請について、次の条件をつけて承認いたします。

商号又は名称 株式会社池田商店 横浜工場
代表者 代表取締役 岸上 章男
工場所在地 横浜市旭区上川井町2446番地

条 件

- 1 承認の内容は、申請図書のとおりとすること。
- 2 川崎市が定めた「川崎市建設副産物取扱要綱」及び「川崎市建設副産物取扱要領」を遵守すること。
- 3 登録期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。
- 4 次の場合は、指定を取り消すことがある。

- (1) 建設副産物取扱要綱及び要領を遵守しない場合
- (2) 関係法令に違反した場合
- (3) 取扱要綱第12条に該当した場合